（裏面）
この欄も忘れずに記入してください。

外　務　大　臣　殿　　平成　年　月　日届出
在　　大使　総領事　殿

この届出書の記載は事実に相違なく、旅券法第17条第1項の規定により届け出ます。また、同法第18条第1項第6号の規定により、上記に記載された旅券が失効することに異議はありません。

旅券名義人署名　　**法定代理人（親権者、後見人など）署名**

（署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください（署名が困難な場合を除く）。また、申請者が未成年者又は成年被後見人の場合は、法定代理人の署名も併せて必要です。なお、署名が困難な場合であって、法定代理人でない者が記名する場合には、その者の氏名も記名してください。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合には、実印の押印が必要です。）

注意事項
1．この書類には、紛失又は焼失を立証する書類を添付してください。
2．この届出書は、紛失（焼失）旅券を失効させ、当該旅券の不正使用等を防止するものです。上記に記載された旅券は、外務省又は在外公館において失効処理がなされた後、当該旅券の旅券番号、発行年月日、失効年月日が官報に掲載され、かつ、海外の関係当局に通知されるため、後日当該旅券が発見されても使用することはできません。

提出書類　□警察盗難届出立証書　□遺失物届出立証書　□罹災証明　□その他（　　）

本人確認欄

（1点でよい書類）
□ 日本国旅券
□ 運転免許証
□ 住基カード（写真付き）
□ 船員手帳
□ 海技免状
□ 猟銃等所持許可証
□ 戦傷病者手帳
□ 宅建取引主任者証
□ 電気工事士免状
□ 無線従事者免許証
□ 官公庁職員身分証明書
□ 身体障害者手帳（偽造防止、写真付き）

（2点必要な書類）
□ 健康保険証
□ 国民健康保険証
□ 船員保険証
□ 共済組合員証
□ 年金証書等
□ 介護保険証
□ 印鑑登録証明書及び実印
□ 後期高齢者医療被保険者証
□ その他写真付きの身分証明書（学生証、社員証、公的な資格証明書など）
□ 一時帰国者

官公庁記載欄

□本人　□代理

届出に必要な書類等（住基ネット未加入の市町村の住民の方等、住民票の写しが必要な場合があります。）
一、写真　一葉
二、本人確認のための書類（運転免許証等の場合は一点、健康保険証等の場合は二点、有効な原本に限る）
三、旅券の紛失又は焼失を立証する書類
四、その他特に必要とされる書類

（平成二十六年一月改正）